

環境アセスメントに係るお知らせ

令和5年7月6日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第71条第2項の規定に基づき同条例第35条の規定に準じて、中央新幹線 品川・名古屋間に係る法対象事後調査報告書の写しの縦覧を次のとおり行います。

| | | |
|-------------|--------------|--|
| 法対象事業の基本的事項 | 法対象事後調査実施者 | 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 丹羽 俊介 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ |
| | 法対象事業の名称 | 中央新幹線 品川・名古屋間 |
| | 法対象事業の種類 | 鉄道又は軌道の新設 |
| | 法対象事業を実施する区域 | 起点：東京都港区 終点：愛知県名古屋市 川崎市内については、中原区、高津区、宮前区、麻生区 |
| | 法対象事業の目的 | 中央新幹線 品川・名古屋間の整備 |
| | 法対象事業の内容 | 超伝導磁気浮上式による中央新幹線の整備 |
| | 事後調査の項目等 | 植物、生態系 |
| 縦覧のお知らせ | 縦覧の期間、場所及び時間 | 期間：令和5年7月6日（木）から令和5年8月4日（金）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 場所：麻生区役所（2階市政資料コーナー）、環境局環境対策部環境評価課（市役所第3庁舎15階） 時間：午前8時30分から午後5時まで（縦覧開始日は正午から開始） ただし麻生区役所では第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も行います。 |
| | 意見書の提出 | <ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の法対象事後調査報告書に記載された内容が環境影響評価法第21条第2項の評価書に記載された内容又は法対象事業の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）第71条第2項の規定に基づき条例第36条の規定に準じて、次のとおり意見書を提出することができます。 意見書の提出があった場合、条例第71条第2項に基づき条例第37条の規定に準じて、市は法対象事後調査実施者に対し、必要な資料の提出及び報告等を求めることがあります。 <p>意見書提出期間：令和5年7月6日（木）～令和5年8月4日（金） （郵送の場合は、8月4日消印有効）</p> <p>提出先：環境局環境対策部環境評価課（〒210-8577 川崎区宮本町1番地） 提出方法：郵送、持参もしくは本市ホームページのフォームから御提出ください。</p> <p>なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、法対象事業の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。記載いただいた個人情報、提出された意見の内容確認に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。</p> |
| | ホームページ | 縦覧期間中、ホームページから法対象事後調査報告書の閲覧及び意見書の提出ができます。  川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html |
| | 問合せ先 | 川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Mail：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書はFAX及びメール等では受け付けていませんのでご注意ください。 |